

契約締結に伴う履行保証について

四條畷市交野市清掃施設組合 総務課

1. 本組合との契約の締結に当たっては、金銭的履行保証の措置が必要です。

その措置は、次に掲げる保証手段のうちから請負者等が選択するものとします。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる本組合が認めた有価証券等の提供
- (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は本組合が確
実と認める金融機関等の保証
- (4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2. 契約保証金の額・保険の保証額

工事請負契約にあつては契約代金の100分の10に相当する額以上の額

その他の契約にあつては契約代金の100分の5に相当する額以上の額